

保育園への給食提供に係る検討

保育園向けの給食提供について導入可能性を検討した。

1. 保育園向け給食提供の運営について

保育園向けの給食提供について複数の給食調理運営会社に聞き取りを行い、その課題と概算費を整理した。

1.1. 課題点

(1) 食の安全性に関するリスク

- ・ 食中毒リスクが大きい。…乳幼児は小中学生に比べると抵抗力が小さいため。
→食中毒が発生した場合には小中学校の給食提供にも影響が及ぶ。
- ・ 柔軟なアレルギー対応が困難。自園調理と比較し、アレルギー対応内容にも制限をかける必要が生じる。配送も挟むため、自園調理と同等の対応を行う事はリスクが過大である。

(2) 乳幼児に合わせた給食提供の難しさ

- ・ 0歳児から2歳児では、それぞれの子供の成長に合わせた給食の調理・調整が難しい。
(ペースト状の食事・野菜の欠入れ、口に入れる前の個々の調整等)
- ・ 献立構成につき留意が必要であり、設備的には対応不可となることも想定される。学校献立とまったく異なる献立内容とすると、使用食材の種類が多岐に渡りすぎるため、ある程度学校とも集約された構成とする必要がある。

(3) 経済的な効率性の低さ

- ・ 小中学校と保育園では管轄する省庁が違う（文部科学省と厚生労働省）ため、調整の必要が生じる。
→保育園向けの給食提供をする場合、文部科学省の交付金の対象外となる可能性がある。
- ・ 夏休みなどの長期休暇中に保育園に給食提供を行う場合、施設のメンテナンスを行うことができないため、施設の耐用年数が短くなり、建て替えの時期が早まる可能性がある。

(4) その他

- ・ 満3歳に満たない児童に対する食事の提供については、構造改革特別区域法に基づき、特区の認定を申請し、その認定を受けなければ外部搬入が不可能である。[※]
- ・ 保育園向け給食を実施したことがない企業もあり、民間ノウハウの活用が見込めない。
- ・ 保育士や、保育園での栄養士経験者等、特別な資格を持つ人員の配置が条件となった場合、確保が難しい。

※構造改革特別区域法について 条文抜粋

○保育所における食事の提供について

(平成 22 年 6 月 1 日)(雇児発 0601 第 4 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

保育所における食事の提供に関して、施設外で調理し搬入すること(以下「外部搬入」という。)については、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 3 条に基づく構造改革特別区域基本方針(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)別表 2 の「920 公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」(厚生労働省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 1 条により措置)により、特例措置が講じられてきたところであるが、当該特例措置については、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」(平成 22 年 3 月 25 日構造改革特別区域推進本部決定)において、「3 歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。」とされたところである。

今般、この決定を踏まえ、これまで構造改革特別区域(以下「特区」という。)において行われてきた当該特例措置については、下記のとおり、本日公布、即日施行された「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」(平成 22 年厚生労働省令第 75 号。以下「改正省令」という。)により、満 3 歳以上の児童に対する食事の提供に限り、公立・私立を問わず全国展開することとし、満 3 歳に満たない児童に対する食事の提供については、引き続き、特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、外部搬入を認めることとした。

1.2. 概算費 (対象をわくわく保育園・たいよう保育園・あおぞら保育園の 3 園にした場合)

	A 社		B 社
	金額	条件	金額
① 0～5 歳児向けの給食提供 (+小中学校向けの給食提供)	小中学校用給食センターの金額 +¥1,900 万/年	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校と同一献立 ・おやつ調理不可 ・保育園への給食提供は市からのサービス購入型 ・配膳は対象外 	小中学校用給食センターの金額 +¥4,000 万/年 (配送車両等経費含む)
② 3～5 歳児向けの給食提供 (+小中学校向けの給食提供)	内訳 調理業務 ¥1,000 万/年 配送業務 ¥ 600 万/年 水道光熱費 ¥ 300 万/年		小中学校用給食センターの金額 +¥3,300 万/年 (配送車両等経費含む)

2. 保育園向け給食提供の施設整備について

1.1.の課題を受け、整備の前提条件を整理した。

【前提条件】

- ① これまで検討した小中学校向け給食を提供する給食センターに、保育園給食を調理する設備を加えた施設配置とする。また、センターの休みの時期を考慮し、食材入荷から配送、回収～洗浄および事務室、更衣・休憩・WCなどすべての機能を導入し、単独ラインとして稼働が可能な形態とする。
※ 保育園向けの給食提供は給食提供を行う日時が小中学校向け給食と異なり、同じ設備内で調理・洗浄等の作業を行うことは効率的ではないため
- ② 職員は1クラス換算とし、職員室喫食想定とする。
- ③ 全年齢とも牛乳・おやつはセンター経由ではなく、各園にて調理もしくは業者直送とする。
- ④ 食缶による配送、配膳は各保育室での配膳とする。(もしくは各自園の配膳室・給食室にて園児に取り分け個別配膳とする)。
- ⑤ アレルギーは単独諸室ではなく、エリア・ゾーンでの検討とする。
- ⑥ 食数増減は日ごとで相違があるが、機器能力として最大人数での想定とする。
- ⑦ 対象年齢は3～5歳とする。

前提条件を踏まえ、対象園ごとにモデルプランを作成した。なお、保育園向けの給食提供を行う機能を追加して整備した場合の追加面積及び追懐金額は下表のとおりである。

プラン	対象園	追加食数	追加面積 (㎡)	追加金額(千円)			その他
				調理設備・機器	工事費	合計	
A	わくわく・たいよう・あおぞら	426	476.94	70,200	266,600	336,800	食数に職員数含む
B	わくわく・たいよう	202	452.88	59,700	253,200	312,800	食数に職員数含む

※配食対象園の搬入口改修工事費は含まれていない。

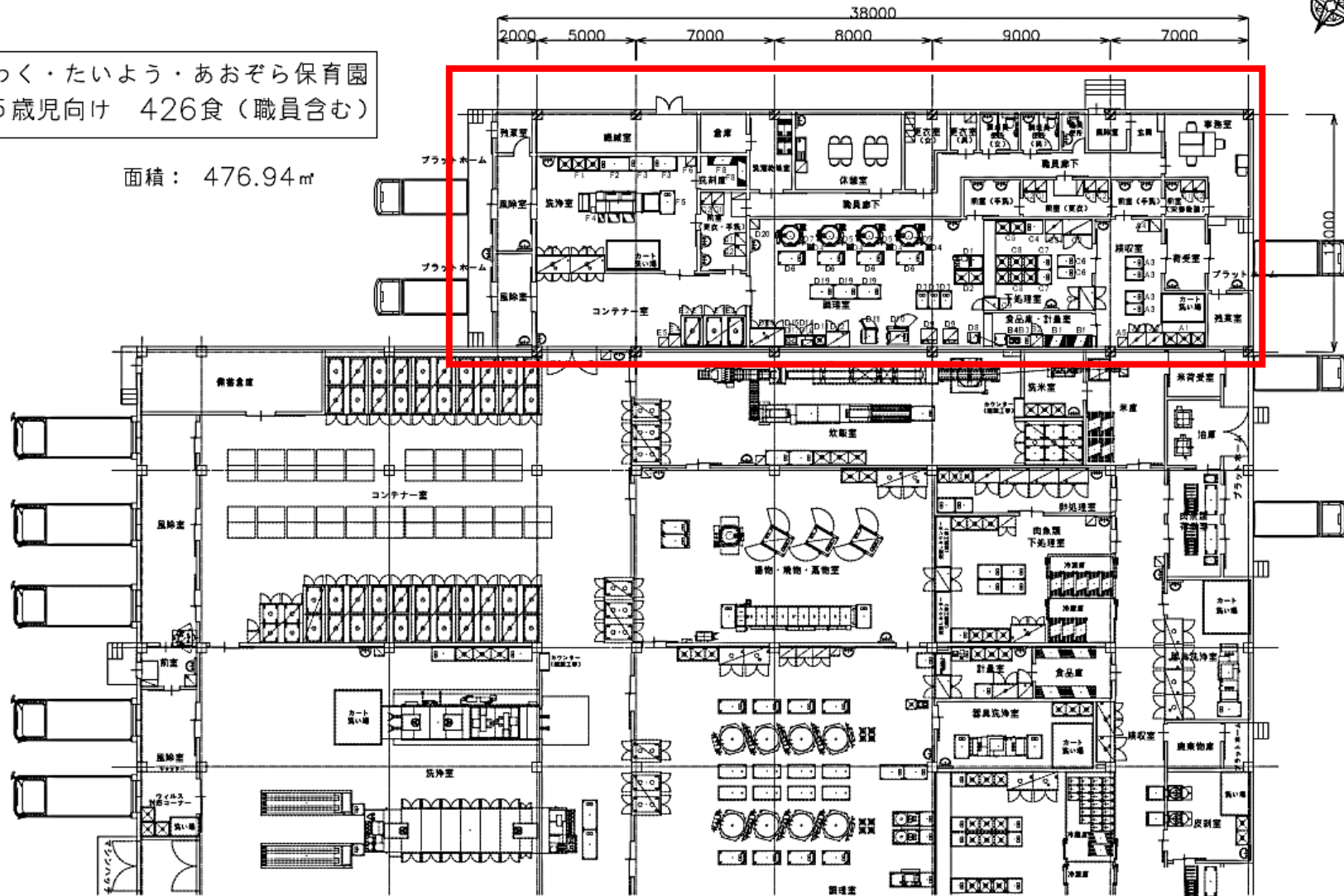
【モデルプランA 対象：わくわく・たいよう・あおぞら】

※保育園向け給食提供施設部分を赤枠で表示

小中学校向けの施設配置部分を省略して表示

わくわく・たいよう・あおぞら保育園
3～5歳児向け 426食（職員含む）

面積：476.94㎡



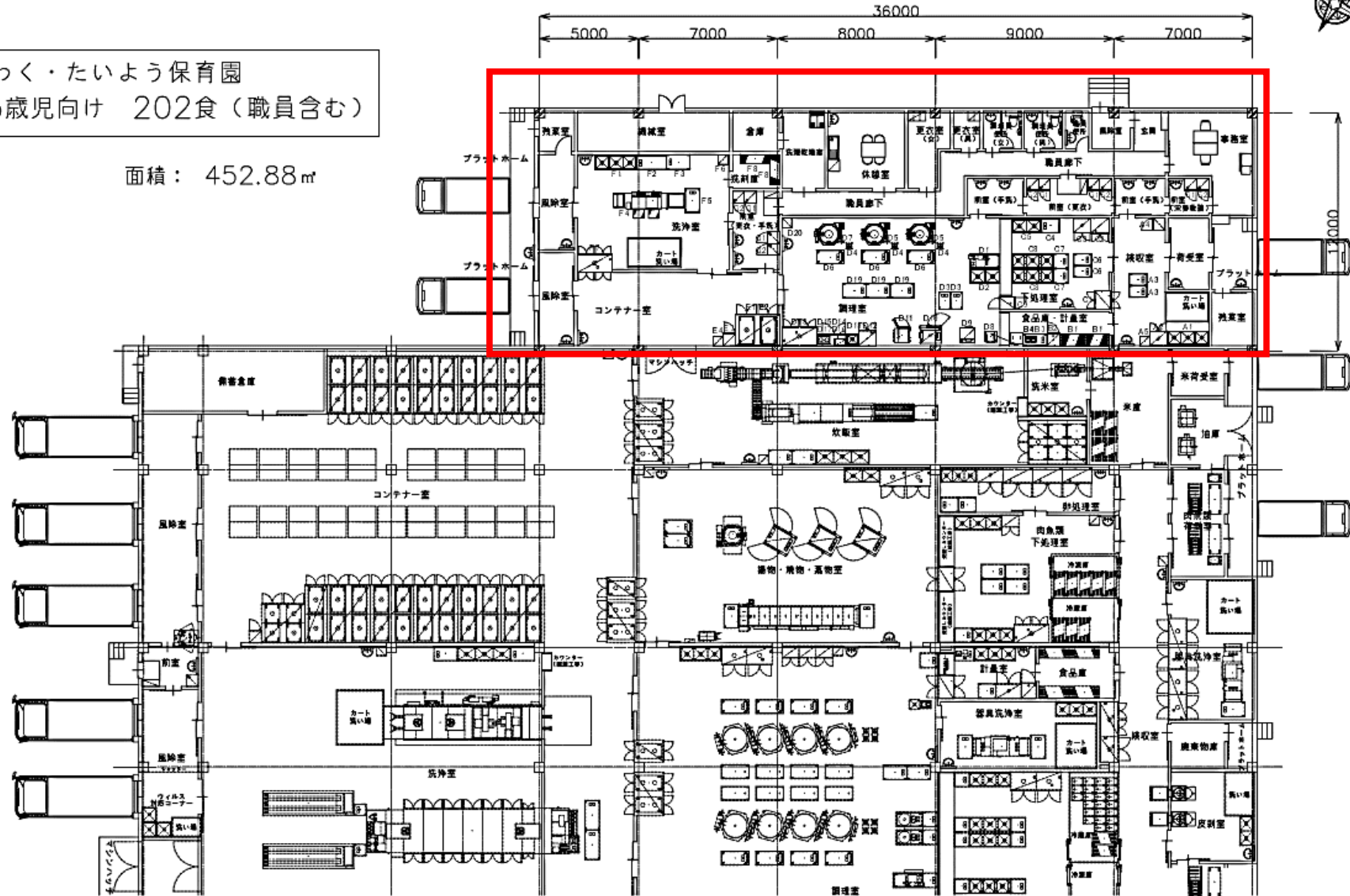
【モデルプランB 対象：わくわく・たいよう】

※保育園向け給食提供施設部分を赤枠で表示

小中学校向けの施設配置部分を省略して表示

わくわく・たいよう保育園
3～5歳児向け 202食（職員含む）

面積：452.88㎡



3. 総合評価

新センターに保育園向けの給食提供機能を導入することは、運営面及び施設整備面において効率的ではなく、自園式給食に対する優位性もないと考えられる。

【新センターに保育園向け給食提供機能を導入すべきではない主な理由】

- ・ 幼児期には柔軟なアレルギー対応が必要となるが、自園式に比べセンター方式では柔軟なアレルギー対応が困難である。
- ・ 手づくりおやつや牛乳など幼児向けのメニューに関しては各園での対応となり、各園の負担軽減に対し効果が限定的である。
- ・ 小中学校と保育園の給食提供日時に差異があり、小中学校向けの給食センター部分と別の単独ラインとして整備しなければならないため、施設規模を縮小する効果が限定的である。
- ・ 0～2歳への給食提供については、構造改革特別区域法に基づき、外部搬入のために一定の条件を満たす必要があり、現時点では困難である。
- ・ 0～2歳の給食を自園調理するのであれば、センターで保育園給食を実施する効果はより小さくなる。